

○防衛省告示第七十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び使用条件変更が令和六年三月二十二日次のとおり決定された。

令和六年三月二十六日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	土地…約二二、〇〇〇平方メートル

令和六年二月二十六日

海上演習場関係

◎使用条件変更

インディア・インディア訓練区域

一 本区域の運用時間を次のとおり変更する。

午前十一時から午後十一時までの間

二 変更年月日

令和六年五月十六日